

一般社団法人岡山県公共嘱託登記司法書士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、官庁・公署その他法令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性を高め国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員は、岡山地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人（司法書士法第26条に規定する司法書士法人をいう。以下に同じ。）である者とする。

(入会)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、総会の定める入会手続きを行うものとする。

2 本協会は、社員になろうとする者に対し、正当な理由がなければ、入会を拒むことができない。

(経費の負担)

第7条 社員は、入会金及び会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、社員総会において別に定める手続きに従い、その事業年度の終わりに退会することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款、規定、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入義務を、継続して半年以上履行しなかったとき。
- (2) 第5条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(事務の委任処理)

第11条 本協会は、嘱託を受けた第4条第1号に規定する事務（以下「事件」という。）を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

- (1) 社員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）
 - (2) 社員である司法書士法人
- 2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）又は司法書士法人に事件を取り扱わせることができる。
 - 3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第3条に規定する目的に沿うよう別に定めるものとする。
 - 4 社員である司法書士又は司法書士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。
 - (1) 社員である司法書士 司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止処分
 - (2) 社員である司法書士法人 司法書士法第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分
 - 5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた司法書士又は司法書士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原

因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員を以て構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員の選任または解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(開催)

第15条 社員総会は、定期社員総会として、毎事業年度終了の日から90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、ほかの社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会で選出された議事録署名人2人が議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の種別及び員数)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

理事 7人以上

監事 2人以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長とし、専務理事を1名、常任理事を5名以内置くことができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項の業務執行理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会において社員（社員たる司法書士法人の社員を含む。）の中から選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事長は、法令又はこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し又はその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この協会の常務を総括する。

4 常任理事は、理事会の決議又は規則の定めるところにより、職務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任の任期の終了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、権利義務を有する。

(理事の退任)

第26条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該理事は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

(1) 司法書士である理事について、社員の資格が失われたとき。

(2) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき。

(3) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、その司法書士が有していた当該司法書士法人の社員の資格が失われたとき。

(役員の解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 事務の執行に関する規則の制定、変更及び改廃
- (3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的であることを示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条に規定する場合において必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第7章 支 部

(支部の設置等)

第35条 本協会は、社員総会の決議により、地域を定め本協会と社員との連絡調整を図るため、支部を設けることができる。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第36条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 3 顧問及び相談役は、理事長が理事の過半数の一致をもって委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画及び収支予算書は、理事長が作成し、事業年度毎に、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで、備え置くものとする。
- 3 理事長は、定時社員総会において予算が成立するまで、前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 4 定時社員総会において予算が成立しないときは、予算を成立させるため、理事長は速やかに臨時社員総会を招集しなければならない。
- 5 第3項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告および決算)

第39条 本協会の事業および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置く。

(剩余金)

第40条 本協会は、剩余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協会は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が解散したときは、その有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

第45条 本協会の庶務を処理するために主たる事務所に事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(帳簿及び書類)

第46条 事務局には、次の帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款、規定及び規則
- (2) 社員名簿

- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 各級機関の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする帳簿及び書類

第13章 補 則

(保証制度の創設)

第47条 本協会は、受託事件の処理等に関し、官公署等から損害賠償の請求があった場合の履行を確保するため、保証制度を整えるものとする。

(準 抱 法)

第48条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は辻本常一、笹山達夫、船守公喜とする。